

令和5年 7月31日

(一社) 東京都空手道連盟
道歴保証人 殿
区郡市連盟
理事長 殿

(一社) 東京都空手道連盟
専務理事 緒方 良之
段位部会長 横尾 嘉明
公印省略

令和5年度 秋季公認段位審査実施について

(一般初段位～参段位)

標記について下記の要領で実施いたしますので所属会員に周知される様お願いいたします。

1. 日時	審査日	受付	実技試験
	令和5年10月8日(日)	12:30～13:00	13:30～

受審者数により、受付時間を制限することがあります

2. 会場 日本空手道会館
東京都江東区辰巳1-1-20 ☎ 03(5534)1951
(東京メトロ有楽町線「辰巳」駅下車 1番出口 徒歩5分)

3. 審査科目 初段位

- (1) 形 …… 指定形一つの演武
- (2) 組手 …… 1試合 (対手は近接番号の者とする)

式段・参段位

- (1) 形 …… 指定形一つ・得意形一つの演武 (指定形、得意形の順に演武すること)
- (2) 組手 …… 2試合 (対手は異なった近接番号の者とする) 但し状況により変更する
場合がある

(共通項目) *全空連競技規定、指定形リスト又は得意形リストに有る形とする

*但し、鉄騎・ナイハンチは除く

*形名を受審申請書受審形名欄に明記すること

*傷病等により自由組手のできないものは約束組手とする

(その旨申請書に明記の上、医師の診断書又は理由書を添付すること)

*身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳等の保有者は申請時に手帳の写しを添付のこと。なお、障がい者の審査は通常受審者の審査の最後に実施します。また、全日本障がい者大会出場者はその会場でも実施されます

(安全具) メンホー、拳サポーター、胴プロテクター、ファールカップ(男子)を着用(必須)
(貸し借りは禁止で、着用しない者は受審できない)

(口元用シールドの着用は任意、インステップガード及びシンガードは着用が望ましい)

移行段位 … 少年から一般への移行（満15才以上で義務教育を修了した者）
初段・弐段位 書類審査
 * 現段位認証状（A4写）を添付すること

4. 申請手続き

- (1) 受審申請書 ……………（一社）都空連指定用紙を使用すること（都空連 HP 入手可）
- (2) 写 真 …………… 申請書の所定の個所に貼付すること
- (3) 会 員 証 …… **会員有効期限内**の全空連会員証(写)を所定の個所に貼付すること
 都空連会員証**2年分(当年度と前年度分)**(写)と受審料振込票(写)は**クリップ止め**添付
 （会員登録No.の有る登録手続き済みをプリントして添付も可）
- (4) 現段位を都空連以外から申請取得した者及び**現段位を会員証で確認できない者**は現段位認証状(写)(A-4)を添付すること

以上の4点を確認の上、下記宛送付の事（書類不備は受付できません）

〒233-0003 横浜市港南区港南6丁目9番3号 TEL(留守録)/FAX.045(841)2105
 横 尾 嘉 明

5. 申請期限 令和5年 9月 18日（月）（**必着**）

6. 受 審 料 令和5年5月より下記の通りとします（単位：円）

受 審 段 位	受 審 料	受審料の内訳	
		審査料	全空連登録料
初段位	27,000	15,000	12,000
弐段位	29,000	16,000	13,000
参段位	32,000	17,000	15,000
移行初段位	16,000	4,000	12,000
移行弐段位	18,000	5,000	13,000

* 受審申請時に**受審料を振込み納付**し、不合格の場合は全空連登録料は返金されます

<振込先> みずほ銀行 上大岡支店 普通 2902007
 口座名 東京都空手道連盟 横尾 嘉明

7. 注意事項

(1) 受審資格基準

- (イ) 受審者は(一社)都空連及び(公財)全空連の**継続した登録会員であること**
- (ロ) 胸マーク、腕マーク等は**必ず消すこと**

受審段	修業年数	全空連保持級段	年齢基準
初段		1級位 (証状の写を添付) (9/15迄に取得のこと)	満15才以上かつ義務教育を修了した者
二段	初段取得後 1年以上	初段位	
三段	二段取得後 1年以上	二段位	満18才以上

(2) 受審申請書記入要領

- (イ) 現住所欄に郵便番号、生年月日欄に**審査当日の満年齢**を記入のこと
 - (ロ) **本人捺印し、承認されている道歴保証人の署名、捺印**を受けること
 - (ハ) 修行年数は満8才より数えること
- (二) 本審査会では保険に加入していないので各自スポーツ保険等に参加すること
*本審査会は公益財団法人全日本空手道連盟の委託事業として実施されます。

8. 新型コロナウイルス感染拡大防止対策（共通項目）

- (1) 受審申請者人数により、グループ分けして受付時間を制限します
- (2) 下記に該当する方は参加を見合わせてください
 - ・体調がすぐれない方
 - ・過去5日以内に陽性判定を受けた者との濃厚接触がある場合
- (3) マスクの着用は任意
- (4) こまめな手洗い、消毒を行い、管内の備品、用具、設置物にはできるだけ触れない
- (5) 審査が全て終わりましたら速やかにお帰りください
- (6) 審査会終了後2週間以内に、万一、新型コロナウイルスに感染した場合は必ず都空連及び段位部会長に連絡すること
- (7) 開場時間前のご来館はご遠慮ください
- (8) その他本連盟の措置、指示に従っていただきますようお願いいたします

以上